

入札監理小委員会
第 82 回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 82 回 入札監理小委員会
議事次第

日 時：平成 21 年 3 月 3 日（火）17:10～19:31
場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1. 開 会

2. 議 題

①実施要項（案）の審議

- 社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査（厚生労働省）
- 水質汚濁物質排出量総合調査及び水質汚濁防止法等の施行状況調査（環境省）
- 東京国立博物館等の施設管理・運營業務（（独）国立文化財機構）

②その他

3. 閉 会

<出席者>

（委 員）

小林副主査、逢見副主査、佐藤専門委員、廣松専門委員、椿専門委員

（厚生労働省）

大臣官房統計情報部社会統計課 篠原課長、田邊課長補佐、越路課長補佐、三村課長補佐

（環境省）

水・大気環境局水環境課 川崎課長、時岡係長、深津環境専門員
総合環境政策局環境計画課 島田係員、松本環境専門員

（（独）国立文化財機構）

本部事務局 金谷事務局長兼東京国立博物館総務部長

東京国立博物館 吉田総務課長、小寺経理課環境整備室長

(事務局)

佐久間事務局長、関参事官、森丘参事官、徳山企画官

○小林副主査 それでは、ただいまから第 82 回入札監理小委員会を開催いたします。

本日は厚生労働省の「社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査」。

環境省の「水質汚濁物質排出量総合調査及び水質汚濁防止法等の施行状況調査」。

独立行政法人国立文化財機構の「東京国立博物館等の施設管理・運營業務」の 3 件の実施要項(案)について審議を行います。

初めに「社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査」の実施要項(案)の審議を行います。本日は、厚生労働省大臣官房統計情報部社会統計課の篠原課長に御出席いただいておりますので、前回の審議や意見募集の結果を踏まえた実施要項(案)の修正点等について御説明をいただきたいと思っております。

説明は 10 分程度でお願いいたします。

○篠原課長 厚労省社会統計課長の篠原でございます。1 月に引き続いてよろしくをお願いいたします。

それでは、お手元の資料に沿って御説明をさせていただきます。まず、前回 1 月の委員会の御指摘を踏まえて修正をした部分について、御説明をさせていただきます。

2 点ございましたが、まず 1 点目でございます。資料 1-2「実施要項(案)」の 15 ページの「契約金額の支払について」でございます。

前は各年度ごとに、業務量に応じた金額を支払うとのみ記載してあったんですけれども、それですと 1 年目の支払いが幾らかわからないということになるということで、前例等を当たって協議をさせていただいて、前例を踏まえた形でここにありますように「契約金の支払いについては、落札者が決定した後、各年度ごとの業務量を踏まえ落札者と厚生労働省が協議を行い、各年度ごとの契約金の支払額を決定する」という形にさせていただきました。

その上で適正な実施がなされたことを確認した後に、各年度ごとに決定した金額を支払うという形に訂正させていただいております。

もう一点が 51 ページになります。別紙 12「従来の実施状況に関する情報の開示」の中で、下の注意事項の 2. の下の方に「物件費」がございます。

物件費の中に謝礼品費というのが書いてあったんですけれども、謝礼品費について今回やらないということであれば、それはそれで明示した方がいいのではないかと。従来はやったのだけれども、今回はやらないということを示した方がよろしいのではないかとということで、その下に注意書き的にアスタリスクがあって、それに引き続いて「謝礼品費については、地方公共団体記入者手当相当分として支払った額」を記載した上で「各地方公共団体における調査実施の際は予算の組み替え等により、多くの場合は謝礼品購入費に充てている」という説明を加え、更になお書きとして「本事業においては調査客体への謝礼品」、本事業というのは実施要項でやろうとしている事業ですけれども「調査客体への謝礼品の支払品の支給を行わないこととする」ということを明記いたしております。

以上 2 点が、前回の御検討案を踏まえて修正をした点でございます。

続きまして、パブリックコメントに出したんですけれども、幾つか意見がございました。その意

見を踏まえて幾つか修正している部分がございますので、パブリックコメントに対する意見とその対応について御説明させていただきます。資料はA-②（委員限り）と記載されている資料でございます。

まず、最初の意見が番号で1番になりますけれども「調査の方法」の国直轄分と地方公共団体分について、意見の概要のところですが、どこが違うんでしょうかと、「国直轄分と地方公共団体分とを作業上区別する箇所はありますか」ということなんです、すべて国直轄ということになりますので、その考え方として「21年度以降の調査につきましては、国直轄分と地方公共団体分の区別は一切ありません」ということでございます。

2番のところに、作業工程が2段階になるというところ、5月1日現在で施設あるいは事業所の名簿ができるわけですが、その後新しく開設されたような事業所あるいは施設については、追加名簿という形になって2段階になるということですが、2段階に分けないこととしていただけないかという御意見でございます。

理由は複数のタイミングで調査票が届いて混乱を招くのではないかとということ、印刷・封入・発送は2回に分けると作業効率が低下するのではないかとということですが、これに対する考え方でございますが、この調査は9月30日まで、10月1日の午前0時の時点で存在するすべての施設・事業所を対象とする全数調査でございます。その10月1日現在で存在するすべての施設・事業所について、その時点での状況を記載していただくということでございまして、当然その前に調査票が届いていることが必要になります。

ただし、実際に開設されたものについては調査票は当然間に合わないということになりますので、作業工程が2段階になることが必要になるということでございます。したがって、作業工程は2段階のままということとさせていただきます。

ちなみに、追加分の方で新しい名簿の中で新しい事業が追加になりましたといった場合に、調査票を新しく発送しなくても、1つの調査票の中に複数の事業が記載されて、該当するところだけ書けばいいという形になっているところに該当する場合には、調査票の新たな発送は要りませんので、そういう場合は必要がないということで仕様書において削除処理を記載することは考えております。

実際、追加がどのくらい出るかということで、これは別のところにも質問が出てきますけれども、実績としては大体平均すると2%ぐらいになります。そういう意味では、2%なのでお考えになっているほどは効率性の影響がないのではないかとございます。ただ、基本的には2段階のままで行う理由は調査の性格が大きなところでございます。

3番ですけれども、また名簿の話ですが、国直轄分と地方公共団体分は同一のレイアウトで来るのでしょうか。そうでなければ同一にしてほしいという御要望でございますが、先ほど申し上げましたように、今回は国直轄分と地方公共団体分といった区別がございませんということで、名簿の作り方は地方公共団体にしっかり周知徹底をするということでございます。

4番ですが、これも名簿の関係です。直轄分と地方公共団体分が一体化した形ですかねという名簿の話ですけれども、これは区別はありません。重複チェックはデータの準備チェックとして仕様

書に記載をする予定でございます。

5番でございます。これもまた名簿の関係ですけれども、追加の名簿はいつわかるんですかということですが、このところは大事な情報だと思いますので、御意見を踏まえまして追加名簿の提示時期を記載したいと思います。

追加名簿あるいはそれを踏まえて、調査票の発送まで全部ひっくるめて10月中に行ってくださいというのが今の書き方ですけれども、勿論10月中に発送を完了するためには10月中旬までには追加名簿が必要だろうということで、10月中旬までに地方公共団体の方から報告がされるようお願いをしたいということを考えておりまして、その旨を記載することといたしたいと思います。

6番ですけれども、調査対象事業者からの対応です。9月中旬から11月中旬、それから、追加名簿分は12月中と分けて書いてあったんですけれども、11月下旬が抜けているのではないかと。11月下旬も照会の電話は多分来るのではないかとということで、おっしゃるとおりそういうことが考えられますので、そこも御意見を踏まえまして、ここは一次名簿分と追加名簿分を2つに分けずに、まとめて9月中旬から12月下旬までが照会対応になるであろうという形に変えております。

7番ですけれども、名簿作成仕様書のところで、これもまた名簿のところですが、名簿作成業務においてプログラムを作成して実施した実績を、必須項目にしたかどうかという提案でございます。

ここは必須という形で参入の入口を狭くする必要はないと思うんですけれども、ただ、現在の「正確性の確保」の加点項目の中に名簿の正確性の確保というところがあって、現在は独自の審査方法が提案されているという記載になっております。

独自のやり方でも正確性が高まる、そういうのであれば、必須という形ではなくて加点項目評価の対象に見ることは考えられるのではないかとということで、作業方法についてもここに加点項目の審査の中に付け加えたいということでございます。

8番ですけれども、謝礼品の関係です。これは前回も御議論をここでいただいたかと思っておりますけれども、謝礼品というのはごく一部ですね。今回で言うと3年に1回だけ、22年度に実施する利用者票について実績はあるんですが、今回は自治体を通じて直接調査票を配布するという方式から、すべて郵送方式に変更しておりますので、謝礼品については今後は支給しないという整理でございます。

9番ですが、追加名簿の数はどのぐらいですかということですが、これは先ほども実績は2%ほどだということを申し上げましたが、これはしっかり書いておこうということで、別紙1の注2として2%と想定しているということを記載することといたしております。

10番ですけれども、委託費は別紙12に金額で書いてあるんですが、名簿作成の事業や受付審査員について、実際は何人でやったんですかということも開示していただけないかとということで、その部分の注3として、名簿作成の作業量と受付審査の作業量の3年分の実績を記載することにしております。

最後に11番ですけれども「従来の実施に要した人員」のところで、常勤16名でこういうことになって、結局2人ということになると、こういう計算でいいんでしょうかということなんですが、

もともとこちらの方で約2名と出しているのは、その業務を1年間にそれだけやったということで、換算すれば、約2名ということになりますよという趣旨のものでございます。

意見の方で見ると、例えば督促でももう少し人手がかかるのではないのでしょうかという感じもあるんですけども、国の実績のところを示しているのは、まず国直轄分の督促というのはお礼状を兼ねたはがきを出したというところですよ。

それから、地方公共団体分については勿論、実際は委託職員等がやっていて、それは自治体に委託した業務の委託費の中に入っているということになりますので、国の業務量的には結局そのような人数になります。実際、督促リストの作成等でありまして、そういった人数になりますということをお説明しております。

変更点あるいは回答等は以上でございます。

○小林副主査 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして御質問、御意見があればお願いいたします。

○逢見副主査 パブコメを見ますと、追加名簿に関する問い合わせがかなり多くて、恐らく民間事業者にしてみると、一旦第一次名簿で作業をして、次にもう一回名簿が来て、作業が2度手間になるのではないかと。それがどのぐらいの作業量になるのか読めないとコストの計算もできないので、どのぐらいの金額を提示していいかわからない。そういうことだと思うんです。

今回それで追加分が全体の2%とか、あるいは時期等についても明示されておりますので、そういう意味での情報は示されているとは思いますが、ただ、作業の効率性として考えたときに、このやり方で今後もいいのかどうかというのは、今回はこれでいいと思うんですが、1年やってみた中でどのぐらい実際民間事業者のコストをかけたのか。そのコストをもっと効率化して上げるためには、今の名簿の実施の提示の仕方がいいのか、あるいはもっといいタイミングということが取り得るのか。そういうのをやはり検証することが必要なのではないかとthinkなんです。

是非、そういうことを実施する中で検討をして、更に次の年にはよりよい形のものができるようにお願いしたいと思っております。

○小林副主査 ほかにいかがでしょうか。

○廣松専門委員 統計調査の実施に当たって、名簿の整理というのは一番重要というか、大切なところですが、一方現実に改廃が行われたときに、いつの段階で名簿に反映させるのかというのは大変難しい問題だろうと思っております。

今、御指摘がありましたとおり、これからもこの方式をずっと続けるのか、それともこれはある程度調査時点というのと、実際に調査票を発送する期日というのをどういうふうにするかというのを、将来的に少し御検討いただければと思っております。

○小林副主査 ほかにございますか。椿先生よろしいですか。

それでは、事務局から何か確認すべきことはございますか。

○事務局 今、両先生から御指摘のあった点について、事業実施の中で宿題として受け止めていただければと考えております。実施事業について評価を行っていくことになりますので、その評価に当たって必要な情報というもので、きちっとその辺りをとっておいていただければということでお

願いをしたいと思います。

○小林副主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、これまで2回の審議を行いました、本日をもって小委員会での審議をおおむね終了したものと、改めて小委員会を開催することせず、実施要項（案）の取扱いや監理委員会への報告、資料の作成については私に一任いただきたいと思いますが、委員の先生方よろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○小林副主査 ありがとうございます。

今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせして、適宜意見交換をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

なお、委員の先生方におかれましては、本日確認できなかった事項がございましたら事務局にお寄せください。事務局において整理をしていただいた上で、その結果を送付していただきます。厚生労働省におかれましては、本実施要項（案）に沿って適切に事業を実施していただきますよう、また、今日2人の委員の先生方、事務局から御指摘があったとおり、名簿の整理等については事業が円滑に進むようお願いしたいと思います。

本日はありがとうございました。

（厚生労働省関係者退室）

（環境省関係者入室）

○小林副主査 続きまして、環境省の「水質汚濁物質排出量総合調査及び水質汚濁防止法等の施行状況調査」関係について審議を行いたいと思います。

本件につきましては前回の審議終了後、案の公表と意見の募集を行うこととしておりましたが、その後環境省において事業の実施方法の見直しをされたとのことですので、本日は改めて審議することにいたしました。

本日は環境省水・大気環境局水環境課川崎課長に御出席いただいておりますので、事業の実施方法を見直すことになった経過や実施要項（案）の修正点等について、御説明をお願いしたいと思います。

説明は10分程度でお願いいたします。

○川崎課長 水・大気環境課長の川崎でございます。前回御審議をいただきまして、水質汚濁物質の排出量総合調査及び水質汚濁防止法の施行状況調査について御報告をしたところでございますが、今回は少し考え方を改めて、再度この審議の場に臨んだわけでございます。

と言いますのは、中身といたしまして約半数の事業場に対して調査をし、抽出調査をやるということで総務省と調整をしたんですけれども、総務省側の意見としても、半数という抽出数でいいのか悪いのか、基本的な設計の考え方をどうするのかという部分で、かなり検討に時間が必要であるということでしたので、少し考え方を改めて、抽出調査ではなくて21年度では2つの調査がございますが、事業者を対象とするものに対しては全数の調査をする。その代り翌年度は調査をしない。つまり、2年に1度の調査方法に変えさせていただきたいという内容でございます。

もう一つの調査といたしまして、水質汚濁防止法の施行状況調査は、都道府県市町村等に行う調

査でございますが、これについては都道府県が各事業者に立ち入り調査をした結果、採水し水質調査をした結果、それから、事業者の届け出及び変更等を所管しているものでございまして、全体の費用のうち大体2割くらいのものでございます。

これは毎年どんどん全体数が変わっていく関係上、2割の非常に小さいお金でございますので毎年やるとして、各圃場に出す調査の仕方を少し変えさせていただきたいという点が変更点でございます。

詳細については時岡の方から少し御説明をさせていただきます。よろしくお願いたします。

○時岡係長 では、私の方からもう少し詳細なことについて御説明をいたします。お手元の資料B-①をごらんいただければと思っております。こちらの方は前回審議いただいた内容から変更させていただいた、具体的な内容と経緯について書いてございます。

前回の内容から今回の内容について、変更した内容につきましては先ほど川崎の方から御説明した内容でございます。上の表の2つに簡単に書いてございますけれども、毎年抽出でやろうと当初考えていたところを、悉皆調査とする代わりに22年度にはそれを実施しないというような形になっております。

このように変更いたしました経緯及び理由につきましては1. のところに書いてございます。①～④までが理由としてはあるんですけれども、簡単に申し上げますと、抽出調査をするための標本設計を、やはり時間をかけてやった方がいいのではないかとということで省内でも検討いたしまして、その結果、まず標本調査をするための標本設計の在り方とか、最終的にどれぐらいのボリュームでやるのかということも含めまして、今回のこの事業とは別のところで環境省で検討はやろうとは思っておるんですけれども、それをやるということで、同時並行として悉皆の調査ということでやらせていただこうと考えたところでございます。

2 ページ目の「隔年の悉皆調査とすることの理由」といたしまして、要は今まで毎年悉皆調査をやっていたにもかかわらず、隔年とするということですので、こちらは理由が書いてございますが、一言で言えば予算的な制約がございまして、隔年とさせていただいております。

「3. 隔年調査とすることの調査結果への影響」といたしまして、当然毎年過去からこれまでずっとデータの蓄積がある調査でもございますし、今後も継続的にデータをとっていく、なるべく細かいピッチでとっていくことが望ましいことは勿論言うまでもないんですけれども、これまでのデータのトレンドですとか、過去から経年的な変化等を見ましても、1年おきにやるということで、これまでのクオリティーが著しく下がることはないのではないかと当方では考えておりまして、その結果、隔年での悉皆調査ということに最終的に変更させていただきました。

次からこのような変更に伴いまして、実施要項の方も修正をさせていただいております。見え消しの資料をお手元にお配りしておりますけれども、こちらの実施要項につきましては、深津環境専門員の方から御説明をさせていただきます。

○深津環境専門員 それでは、資料B-2をごらんください。まず、調査方法が抽出から悉皆に変更することに伴う変更としましては、1 ページ目の事業所数が当初1万9,000で予定していたものが3万8,000の2倍になります。

3 ページ目に行きまして、標本抽出を業務に入れていたのですけれども、これについては悉皆調査になりますので抽出業務がなくなって、そこの部分については削除しました。

6 ページの納入物件につきましても、平成 22 年度の排出量総合調査につきましては調査を行いませんので、その分の納入物件については減らしてあります。

23、24 ページの排出量総合調査の流れとしまして、民間事業者の請負業務の中に標本抽出があったのですけれども、そこの部分を削除しております。

それ以外の修正としましては、8 ページのスケジュールの変更をしております。これにつきましては当初抽出で予定していたのですけれども、悉皆に変更するに当たりまして、今回 2 度目の審議を受けるということで、1 か月程度の遅れを予定しております。

9 ページをごらんください。事業実績につきまして、これを必須としていたのですけれども、ここを加点に変更いたしました。これにつきましては、環境省としましては入札参加の門戸をより広げるために、過去の実績を入札の参加の条件にするのは好ましくないということで、このような変更をいたしました。

12 ページの「必要に応じて環境省から求められた場合にも同様に報告することとする」という部分を削除してあります。これにつきましては前回の小委員会で御指摘を受けまして、13 ページの「(2) 調査について」の中にも、公共サービス法の規定として必要な報告を民間事業者に求めることができるという規定があることから、削除をいたしました。

実施要項の説明は以上で終わらせていただきます。

○小林副主査 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして御質問、御意見があればお願いいたします。

○椿専門委員 今回の限られた時間の中で標本調査の標本設計はなかなか難しいということで、その代わり予算的な制約のために、悉皆調査を隔年で実施するということの御説明については、やむを得ないことではないかと判断いたします。

一方で今後も、本来この調査において、各地域等で達成すべき精度というのはどういうものであるのかという話、今回は基本的には悉皆になっていますので、またいろんな別の考え方があるかもしれませんが、一度ある意味で 50% の抽出の標本調査で行けるのではないかとこのことを考えた段階では、ある程度達成精度的なものが入っていたかと思うんです。

そうなりますと、やはり達成精度ということに関して、本来それに基づいて標本設計というのがなされたはずだということの御理解を賜れば、むしろ今回の話というのは、実は悉皆にしたこと自体が精度上結構なことだと思えるのですけれども、逆に言うと当初標本調査というのでよかったのではないかと、その方針自体に若干いまだに私としては引っかかる部分があるんです。

今回の 3 年間の事情はよくわかりましたけれども、将来この調査を考えるときには達成精度を前提とした標本の設計ということをきちんとやっていただく、その時間をきちんととっていただく、あるいは場合によってはこの種の標本設計自体も、達成精度ということ自体を環境省さんが明確に打ち出せば、民間の方の中にまたそれをきちんと設計できる部分、それから、今日ありましたように、この部分に関しては必ずとってほしいという、環境省さんの御意向に沿って標本設計をできる

力量のある機関等があるのではないかと思いますので、若干苦言を呈するようで恐縮ですが、この次の段階では是非そういうことを配慮していただければと思います。

○小林副主査 ほかにいかがでしょうか。

○川崎課長 悉皆調査でまとめている事業場からの排出濃度や負荷量については、大分数値的には経年的に安定しているのですが、やはり特異的に高い濃度で排出した事業場が出てきている場合もあり、そのような事業場を把握しなければいけないということから、当初半分の事業場を対象にやればそのような事業場についてもカバーできるなという考えではいたんですが、半分で本当に十分なのかということから、悉皆にもどすこととし、その代わりに調査頻度を2分の1の隔年にするということになりました。御指摘の点はよくわかりますので、次の段階でまた考えていきたいと思っています。

○廣松専門委員 今の点は私も是非お願いをしたいと思うんですが、それとは別に、結果として1年、間を空けるわけですが、こういう水質汚濁物質の排出量というのは、例えば天候とか何かそういう要因によって大きく変化するものなのではないでしょうか。かなり安定したものなのではないでしょうか。

それによって、1年空けたことによってデータがかなり不安定になるとか、揺れるということが起きるとやはり少し考えなければいけない点ではないかと思うんですが、その点B-1の2ページの「3. 隔年調査とすることの調査結果への影響」の第2パラグラフで「排出負荷量のトレンドをこれまで通り追跡できるかの検討を行った」ということで、できそうだという御判断のようですが、そこも是非十分御検討いただければという、これは要望です。

2点目は5ページのところですが、5ページ以外にあともう一箇所どこかにあった気がしたんですが、(ア)で「なお、排出負荷量の算定については」云々というところが消えていますね。実施要項(案)の5ページのカの(ア)です。「排出負荷量の算定については、集計、解析、結果の信頼性の確保の観点から、民間事業者の創意工夫を求める」が消えているんですが、ここが消えたのは何か理由があるのでしょうか。

○時岡係長 1点目の季節等の変動についてなんですけれども、この水質汚濁防止法の対象となる特定事業所はほとんどが製造業といいますか、工場になっておりまして、勿論変動というのはあると思うのですが、どちらかと言いますと天候というある程度短いスパンよりは、長期的な景気の変動とかそういったものは受けるのではないかなとは思っております。

そういった意味から言っても余り隔年というか、調査間隔を空け過ぎると問題だとこちらは思っておりますので、そういった点で2年ということ考えております。

2つ目の負荷量の算定のところが消えた理由といたしましては、悉皆でやっている場合は、濃度と排出量というのは調査の中で聞いている質問事項でございまして、これまではそれを全部かけて足し上げて負荷量を出してございましたものを、やはり抽出にすると精度というところとも絡んでくるのですが、負荷量の推計という作業をしなければいけないと考えておりまして、その点について前回の抽出調査というやり方では、ある程度創意工夫を反映したやり方が必要だろうと思われました。

ただ一方、悉皆の調査でやる場合は単純計算で負荷量を算出しておりますので、そういった点か

ら今回は消させていただいております。

○廣松専門委員 そこは理解いたしましたけれども、ただ、標本調査をやると当然標本誤差というのが入ってくることは事実ですが、一方で悉皆調査の場合にも非標本誤差というのは免れないという点はあると思います。

その点最初の樁委員の御指摘もありますけれども、誤差のコントロールというか、それは逆に言うと精度の管理なわけですが、そこを是非今後十分詰めていただければと思います。

以上です。

○小林副主査 ほかによろしいでしょうか。

それでは、本日の審議はこれまでとさせていただきますが、案の公表と意見の募集については事務局の方はよろしいでしょうか。

○事務局 今日御審議していただきましたので、引き続き案の公表をして意見募集をさせていただきます。次回の審議までにとりまとめることにさせていただきますと思います。

○小林副主査 それでは、本実施要項（案）につきましては次回の審議で議了する方向で調整を進めてまいりたいと思いますので、環境省におかれましては、本日の審議や今後実施していただく予定の実施要項（案）に対する意見募集の結果を踏まえて、引き続き検討いただきますようお願いいたします。

また、委員の先生方におかれましては、本日質問できないかった事項等につきましては事務局にお寄せください。事務局において整理をしていただいた上で、各委員に結果を送付させていただきます。

どうも本日はありがとうございました。

（環境省関係者退室）

（（独）国立文化財機構関係者入室）

○小林副主査 続きまして「東京国立博物館等の施設管理・運營業務」の実施要項（案）の審議を行います。本日は独立行政法人国立文化財機構本部事務局金谷事務局長兼東京国立博物館総務部長に御出席いただいておりますので、業務の概要や委託業務の範囲等について御説明いただきたいと思います。

説明は15分程度でお願いいたします。

○金谷局長 御紹介いただきました孤立文化財機構本部事務局長の金谷でございます。よろしくお願いいたします。

まず、機構全体の概要といたしましてお配りさせていただきましたので、こちらの冊子をもって御説明をさせていただきますと思います。

1枚目を開きまして、私どもの理事長、佐々木丞平のごあいさつの後2ページ目でございますが、国立文化財機構は東京国立博物館を始め、4つの国立博物館と東京文化財研究所の6施設からなる機構でございます。この機構につきましては、主に文化財の収集、保護、展示、それから、研究所で行う研究などを通じまして、国民にいろいろな形での情報発信をしていくという業務を担っております。

3 ページ目にございますように、収蔵品といたしましては全体で 12 万件、国宝 129 件、重文 919 件。寄託品として、一般の収蔵家やお寺様などからお預かりをするというものがございまして、それが 1 万 2,000 件ほどございまして、国宝が 191 件、重文が 1,190 件。国宝、重文につきましては所有しているものよりも多いということで、基本的にはそれぞれのお持ちになっている方々が、自分で保管をすると危険性がある。例えば保存が悪くなる、もしくは盗難等の危険性も高いというときに、寄託をされたりすることがございます。

ここに書かれている総数の 12 万件とか 1 万 2,000 件というものは、実は一つひとつの美術品の数ではございまして、何十個 1 セットで 1 件ということでございまして、文化財の数から言えば、これの数倍になります。

ちょっと開いていただきまして、特に博物館で申し上げますと、展示でお客様にごらんになっていただくということが非常に重要なところでございまして、それにつきましては平成 19 年度で 4 館合計 376 万人余りを集めてございまして、それぞれの博物館の 5 年間の推移につきましても、5 ページ目の下の表に載っているとおりでございます。

ちょっと飛ばしまして 10 ページ目の東京国立博物館でございまして、基本的には本館、東洋館、平成館、法隆寺宝物館、表慶館と 5 つの建物、それから、黒田記念館という通りを挟んだ反対側にある展示場の 6 か所で、展示を公開しているところでございます。

沿革でございまして、明治 5 年に日本で初めての博覧会が開かれたことに伴いまして、文部省博物館として発足をし、その後内務省所管、宮内省所管、いわゆる皇室の博物館として推移してまいったものを、戦後また文部省に移管されたものでございます。

基本的に予算と人員構成等でございまして、37 ページをお開きいただければと思います。機構全体で 341 人の職員がおりまして、予算といたしましては 38 ページをごらんいただきたいと思いますが、平成 21 年度で合計 116 億の予算で運営しているものでございます。

一応ざっと駆け足でございまして、文化財機構の概要ということで御説明をさせていただきます。

御説明につきましては、まず論点のポイントがございまして、いわゆる監視等業務を市場化テストの対象にするかどうかということがございまして、これにつきましては私どもの方で少し今、申し上げたようなことも含めまして、展示場の監視等業務がどのようなものであるかを、御説明させていただきたいと思っております。

展示場監視等業務につきましては、監視のみならず数々の対応がございまして、それらを一括するために監視等業務という形で現在、外注をしているところでございます。

一方、施設の警備につきましては、総務課に警備・お客様サービスセンターを設置いたしまして、いわゆる衛士と呼ばれる旧行二の職員が 24 時間、これも皇室から御下賜を受けた国宝、重文も含めた文化財でございまして、非常に厳重な体制を取ってやっておりますのでございます。

人員だけではなく、機械警備といたしましては外周の感圧コードセンサーですとか、赤外線センサーなども利用しまして警備を行っているところでございます。

展示場監視等業務につきましては、単純に展示の監視をしているということだけではなく、お客

様サービスそのものでございまして、例えばインフォメーションサービスですとか、案内、誘導、それから、売札と申しまして券を売るところでございまして。あともぎりと言いまして、それを切つて御入場いただくという窓口業務などを一括して行っているものでございまして、いわゆる展示事業そのものがパッケージとなって成り立っているところでございまして。

例えば今日もいろいろと委員会が開かれておりましたが、今、非常に話題になっている興福寺の阿修羅展というのが3月下旬から始まるわけでございますけれども、それのお客様誘導を含めた展示計画についても、この監視等業務、特に統括責任者等々との打ち合わせをしながら展示計画を練り直すとか、工夫をするとか、そういうことまで行っているところでございまして。

業務の内容といたしましては、統括責任者が全体の統括をし、展示室内の監視、これにつきましては非常に小さいものも露出展示されている場合もございますので、盗難、損傷、その他もろもろのトラブルが起こらないように、それから、安全の確保、転倒や盗難、混雑したときに体調を崩される方の看病、初動のいろいろな手当なども行っておりますし、実際に持ち込み禁止のものを持ち込まれるような方へ注意を申し上げるとか、逆に展示の中身のクレームまで、当然職員と同じようにして動いておりますので、お問い合わせも含めて対応させていただいております。

一方、展示でございますので、展示ケースをどうしても触れてしまう方などもいらっしゃいますので、快くお客様に見ていただくために、そういった方々の指紋を随時ふき取っていくなどということまでやっておるところでございまして。

更にインフォメーション・デスクにつきましては、外国人を含め様々な方々がお見えになられますし、いわゆる拾得物の問い合わせですとか、コインロッカー等ございまして、両替等までやっておるところでございまして。

単なる館内の案内・誘導だけではなく、不審者ですとか、極端なことを申しますとブラックリストに載っている方々の顔をみんな覚えているとか、そういうことも必要になってございまして。

正門の御案内では先ほど申し上げましたように、数多くの展示場がございますので、それらの個々への御案内、内容に応じた進み方の御説明等もしていただいておりますし、売札業務で言えば、各種の割引制度、友の会、パスポートなどの販売もございまして、非常に多種多様な、内容に立ち入ったところまで理解した上で、お客様への御誘導をするということを行っているところです。

これにつきましては非常に幅広く、先ほど申し上げましたように、国立博物館の展示企画と直接結びついた形で運営されているので、私どもといたしましては、基本的には今回は施設管理・運営業務で展示企画を除くことがうたわれておりましたので、当然除かれる業務だと考えております。

○小林副主査 時間が限られておりますので、この業務の内容の詳細については質疑のところに出てくるかもしれませんが、論点についてお願いしたいと思います。

○金谷局長 わかりました。

ですから、監視等業務を市場化テストの対象にするかということにつきましては、基本的には先ほど申し上げましたように、展示企画等を除くということでの施設管理・運営業務と考えておまして、設備の保守業務、ビル管理の業務、清掃業務を対象といたしておまして、監視等業務については対象とならないと、私どもは考えておるところでございまして。

2番目でございますが、監視等業務を本件の実施要項（案）に含めることが適当か否かという論点でございますが、これはそもそも私どもは監視等業務が対象ではないと思っておりますので、適当か否か以前の問題かなと考えておまして、検討することすらなかったものでございます。

3番目に、監視等業務の現契約終了に伴う新規契約の契約期間についてでございますが、機構が締結している監視等業務、実はこれは機構発足以来、運用が独立行政法人化したことにおいていろいろな工夫をいたしまして、今、複数年契約を単年度更新をしているという契約を結んでございます。

その複数年契約全体が21年3月で契約期間が終了するために、そもそも検討していなかったので1年契約をしようかと思っていたところ、こういう御指摘を受けたものですから、10月からの事業開始という場合においては、少なくとも半年の新規契約が必要な状況でございます。

そもそも例えば制服調達ですとかいろんなことがございますので、当然短期契約にすればするほど共通経費が高くなる、かさむという状況になります。そういったことで、なおかつ契約を締結する、それから、本来ですと一般競争をしようとしておりますので、会社が変わることも考えられるので、そうすると準備期間が必要で、事実上3月3日の今日決定をいただかないと、ちょっと公告が間に合わないという状況になっております。

私どもといたしましては、期日的な面も1年契約を予定して積算もしておりましたし、いろいろな対応を考えておりましたので、1年契約でやりたいと考えておるところでございます。

一応、論点で御指摘を受けたところは以上のようなところかと思いますが、よろしいでしょうか。
○小林副主査 ありがとうございます。それでは、ただいまの御説明につきまして御意見、御質問があればお願いいたします。

○佐藤専門委員 監視等業務についてなんですけれども、現在株式会社フクシ・エンタープライズとの業務委託契約がありますね。このフクシ・エンタープライズという会社と契約を締結したのは、一番最初はいつなんですか。

○金谷局長 かなり古くからです。現在の契約は3年前でございますが、その前からフクシ・エンタープライズが入っております、いつまでさかのぼるかにつきましては今、資料を持っていませんけれども、大分古くからは入っていると思います。

○佐藤専門委員 今年の3月末に契約期間が終了するというので、3年間ですから今の契約を締結したのが平成18年4月ということですね。

○金谷局長 はい、そうです。

○佐藤専門委員 平成18年にフクシ・エンタープライズと契約を締結したときに、この役務調達に当たっては調達方式として入札はやったのですか。

○金谷局長 はい。3社の指名入札をやっております。

○佐藤専門委員 指名入札ですか。

○金谷局長 はい。指名競争入札です。

○佐藤専門委員 それで、国立博物館の方で契約事務規則というのがあると思うのですけれども、これは今、監視業務というのは単年度で大体幾らぐらいの対価のお仕事ですか。

○金谷局長 基本契約は1億2,500万弱です。

○佐藤専門委員 そうすると、3年間で3億6,000万ということですね。

○金谷局長 そういうことになります。

○佐藤専門委員 今の契約を拝見していると、契約期間は一応1年間として、双方から契約更新を拒絶しない限り2回更新できて、全部で3年間の契約になるという建付けなんですけれども、3年間の契約なのか1年間の契約なのか、読み方がちょっとよくわからないのですが、こういうふうに1年ごとに更新を拒絶する機会を入れている趣旨というのは何ですか。

○金谷局長 これにつきましては、考え方とすれば当然展示計画が変わったり、微調整ですと変更契約ができるんですが、例えば大がかりな変更があったりした場合には1回解除をして、再度公告をし直して契約を結ばなければならないぐらいな大変更があるかもしれません。

例えば今年度の途中からは東洋館の改修計画が入りまして、5つの展示場のうちの1つ閉まるだけですから、大したことないと言えば大したことないかもしれませんが、これが例えば何かトラブルがあって半分以上閉まるみたいなことになると、それはちょっと単なる変更契約では済まないケースも出てくるだろうということもありまして、保険的なものではありませんが、そういう条項を入れています。

○佐藤専門委員 展示事業の企画等は、民間競争入札の対象業務から外すということで、先ほどの御説明を伺っていると、展示の企画の内容に関して警備とか接客対応の観点から、コメントは付けているということだと伺ったんですけれども、恐らくこのフクシ・エンタープライズ自身が国立博物館の展示の内容そのものについて意見を言うことは、そんなに想定されないような気がします。企画に付随する業務として、監視業務をやっている業者の立場からのコメントを一応聞いてみるということだろうと思うんです。

ここで日本語の問題として「企画等」といった場合に、その「等」という言葉が付いていて、そこで伺っているとあながち聞くと全く無関係ではない、付随業務と言えるものかもしれないという印象も抱いたんですけれども、こういう仮定の質問をさせていただきます。今回、この監視等業務を市場化テストの対象としない場合に、もう今月末に今のフクシ・エンタープライズとの契約が切れてしまうという中で、4月1日以降の今、フクシ・エンタープライズがやっているお仕事を、4月1日以降実施する業者の選定はどうおやりになるんですか。

○金谷局長 先ほどちょっと申し上げましたが、一般競争を考えております。前は指名競争だったわけですが、やはりだんだん競争の透明性も言われていますので、一般競争でやろうと思っております。

○佐藤専門委員 わかりました。質問は以上です。

○逢見副主査 資料C-3の「3 民間競争入札に含める業務の範囲との関係」のところですが、当初決定したのは「施設管理・運営業務（展示事業の企画等を除く）」ですね。そこから解釈して展示場等監視業務は、これに合わないという結論なんですか。

どうしてそういう解釈なのでしょう。展示企画は確かに除くんですけれども、今、説明をされたものはお客様対応業務とも言うべきと自ら述べているわけで、展示の企画とは異なるのではない

かと思うんです。そうすると施設管理・運營業務の1つとして考えるのが自然なのではないですか。

○金谷局長 今C-3をごらんになっていただいている「2 展示場監視等業務について」の第2パラグラフの「どのようなテーマで作品を展示するかなどの企画面の重要性もさることながら」。これと一体となった「来館者の円滑な案内、快適な観覧環境の提供」という要素がたくさんあって、実際にはパッケージでそういう検討を行っているという御説明をさせていただいたかと思うんですが、そういうところがございます。

今、佐藤専門委員から関連すると考えるのか、直接だと考えるのか、意見の相違はあるかもしれませんが、密接なつながりがある。私どもはそもそも企画と同等なものだと考えたわけでございますが、一応非常に深いつながりを持って一緒になってやっているというのが実態でもございますし、実際にそういう事柄だと思っております。

○逢見副主査 例えば正門案内、売札業務、受付、こういうのはまさにお客様対応なんです。接客サービスなんです。しかも、指名入札でずっと民間業者に委託してやっているということから言えば、これを企画業務と密接なものとして考えて外すという理由にはならないのではないかと思います。

○金谷局長 企画業務自体はいろいろな幅がございます、例えば特別展でいいますと私どもの学芸がやっているところと共催者の文化部でございます。なぜ外注をしているかということ、当然国家公務員時代からどんどん人が減っているわけですから、外注できる範囲を外注してきたという経緯がございますけれども、そういった意味ではまさにその部分を欠いては展示計画そのものが成り立たなくなるので、かなり密接に連携を取りながらやっているという意味で、いわゆる単純な施設の管理ではないと考えております。

○佐藤専門委員 では、こういう質問をさせていただきます。展示事業の企画の業務は入札で業者を選定しているんですか。

○金谷局長 いえ、それは当然学芸員がやっています。

○佐藤専門委員 これは外注していない業務なのですか。

○金谷局長 どういう展示をするかとか、まさにそこは学芸員の世界ですので、学芸のそういう業者というのは多分いないのではないかなと思うのです。ですから、学芸はあくまでも自前です。学芸に付随する、先ほどおっしゃられた連携を持った部分について、外注をしているというところがございます。

○佐藤専門委員 多分、国立博物館として業務をどういう範囲で切り取って入札に出すかということについては、資料を拝見して国立博物館として説明責任を負うだろうと思うのは、これまで3年間監視業務をやってきたフクシ・エンタープライズというところが、一般競争入札で出た場合に総合評価した場合、3年間これまで実績を積んできた業者なので、多分内容的にもすばらしい提案をするし、価格的にも物すごく博物館に有利な価格で提案が出てくる可能性はあるだろうと思うのです。

これが他方、市場化テストで今回ほかの施設の維持管理・運營業務プラス監視業務という形で発注すると、フクシ・エンタープライズ単独ではその業務範囲はカバーできなくなりますね。そうす

ると、それは当然維持管理・運營業務をやる他の業者と組まなければいけないことが出てきます。
○小林副主査 先生、その議論はまだこれからなので、併せて出すかということと、別々に出すかということはまた次にあるので、そこはちょっと行き過ぎですね。

○佐藤専門委員 わかりました。

○小林副主査 先ほどの逢見委員のから質問させていただきますと、ここの契約書の後に業務仕様書が付いておりまして、それを具体的にどうやってやるかというのが別紙1に出ていると思うのです。

こういう人員でこういう日数でこういうことをやっているという、これが業務の具体的な内容だと思われるのですけれども、これを拝見すると、この契約はこれをやればいいという仕様になっていて、それは先ほど御説明があった展示計画との連携といたしますか、その部分を重視するということの説明とはちょっとそごして、先ほど逢見委員がおっしゃったとおりの利用者に対するサービスですとか、そういうことになっています。この内容の仕様としては、やはり施設の管理運営というのに非常に近い内容になっているのではないかと思うのですが、それはいかがですか。

○金谷局長 そういった御指摘につきましては、実は仕様書に書き切れていない付随する業務というのが随分ありまして、先ほど申し上げた中でもこれだけでは十分読み取れない部分がたくさんございます。

そういったところで、どういうところに関連してそれをやらせてもらっているかということ、例えば総括責任者については「業務に十分な認識を持った者とする」というところにおいて、そういったことの問い合わせ全般として、先ほども申し上げましたように総括責任者などに出てきてもらって、そのいろんなアドバイスといたしますか、ここだと流れが悪くなるから、こういう展示をしないとまずいですねというアドバイスも当然受ける。そういった意味での①であります。

ですから、ここに書いてあること一つひとつは確かにお客様サービスの部分が多いのですけれども、基本的には例えば官の各種研修会に参加することについてもそうでございますが、まさにそういった企画を始めるところから、一緒になって考えましょうねということは盛り込んであるつもりなんです、ただ、御指摘のようにそう見えにくいという部分は多少あるかと思えます。

逆に言うと、この仕様書をもう少し、余り書き過ぎるとお金が高くなってしまうということもあるのですけれども、一応そういうところを読み込んでやっていただいているというところがございます。

○逢見副主査 3の最後の下線を引いているところですが、「今回民間競争入札の対象とすることにより創意工夫が発揮され、サービスの質の維持向上や経費の削減を図ることが期待できるとは考えにくい」とあります。入札してもサービスの維持向上と経費の削減にはならないということですね。なぜこういう結論に至ったのですか。

○金谷局長 そういう意味で言えば、先ほど小林副主査からそれは次の議論とおっしゃられた部分にも関わってくるかもしれませんが、少なくともいわゆる施設管理業務の設備だとか何とかをやるような、通常のそういう専門業者だったら当然考えられて、官からの指示があればすぐできるという内容のものとは全く異なった業務であります。

基本的に先ほど来申し上げていますように、事業企画と一緒に仕事をしていかなければならない。そういう内容なので、それを一緒にしても単に全く別業者がジョイントするだけに過ぎないことで、経費がかかるだけで、かえって趣旨である効率化などということには至らないのではないかと考えたところでございます。

○小林副主査 そうすると、包括してやるのが効率化にならないという理由ですか。

○金谷局長 勿論それは非常に大きな理由でございます。一方、いわゆる展示企画の部分においても、我々としては展示企画と密接な関係があるところから、それは対象外なんだろうと判断していたところでございます。

○佐藤専門委員 済みません、事務局に質問なんですけれども、監視業務に関して4月1日以降の業者については、一般競争入札で選定されると先ほど御説明いただいたんですが、それと市場化テストで民間競争入札に出すというのと、どういう違いがあるんですか。

○徳山企画官 一般競争入札は価格競争と聞いていますけれども、市場化テストの公共サービス改革法の下ではなく、一般の普通の一般競争入札といいますか、通常の独法の規定に基づく一般競争入札ということ想定されているんだと思います。

○佐藤専門委員 機構の規則に基づく入札ではなく、市場化テスト法に基づく民間競争入札に乗せると、何が違ってきますか。

○徳山企画官 こちらの法律の対象になりますので、勿論実施要項をつくらなければいけないことになりますし、それに伴ってみなし公務員規定であるとか、守秘義務の規定が公共サービス改革法の中にございますけれども、そちらの方の規定も適用になります。そして、入札、事業実施のプロセス全体が監理委員会のチェックが働くといった違いが生じます。

○佐藤専門委員 今の議論は業務の性質が企画に関するものなのか、そうでないのかという部分で、市場化テストの範囲に含める、含めないというところを今、御議論いただいているんだと理解しているんですけれども、実際これを市場化テストに出すということになった場合に、4月1日以降の業務はスケジュール的に間に合わないですね。

○金谷局長 かなり厳しいです。ですから、先ほど申し上げましたように今日お決めいただいて、明日公告を打ちたいと思っております。

○小林副主査 ですけども、議論はこの市場化テストに出すとすれば10月1日からになるので、10月1日までを一般競争入札で6か月でやるのか、それとも1年でやるのかという議論に今、展開するかどうかというところなんです。

先ほど御説明いただいた十分な認識を持った者とか、非常に質の部分というのが重要だという御説明だったと思うんです。それで、市場化テストに出すということになりますと、やはり効率化、コストダウンの部分だけではなくて、それによってどういうサービスが国民に提供されたのかということが焦点になってきます。

ですから、例えば今までこのフクシ・エンタープライズがやっていたサービスというのが、機構が設定していたかどうかわかりませんが、機構が設定したサービスの水準というのをどのぐらい達成していたのかということについて、説明をする必要があるといたしますか、それがやはり明

確化する必要があるということになると思うんです。

施設運営の部分は仕様発注のような形になってはいますが、それにプラス監視業務というのが例えば入ってくるとすると、監視業務の部分は性能発注ができるということになると思うんです。そうすると、民間業者の創意工夫というのを機構が質のレベルを設定するというのが、非常に重要になってくると思いますけれども、サービスの質がどのレベルを要求するのかということで、その中で総合評価方式をやるとすれば、非常に創意工夫を引き出す余地があると思うんです。

だから、これこそ本当に市場化テストの案件にすべきものではないかと思えるのですけれども、それを例えばこれから、今までは指名競争入札だったのを4月から一般競争入札にその部分だけずらすとして、9月までにするか1年までにするかはわかりませんが、1年間ずらすとして、それは別々に一般競争入札でしますといったことになる、そこにどのぐらい性能発注の部分というか、そこを盛り込めるか。つまり、質のレベルというのを盛り込めるかということが、そこで総合評価するとしても、非常に重要な違いが出てくるんですね。

つまり、今まで一般競争入札の場合ですと、やはり効率的にやるという価格競争の面というのが非常に多く強調されるといいますか、その部分のウェイトが高くなるという傾向が非常に強くて、おっしゃられているとおりに来館者に対すとか、あるいは重要文化財であるところのものを保護して、国民のために保存していくということと、展示していくということと、それを見ていただくことというのが非常に質が問われる部分というのを、よりよく評価できるのかどちらなのかということなんです。

つまり、一緒に出すかどうかわかりません。包括するかどうかは別にして、やはりこの監視等業務というのも市場化テストの中の枠組みで考えた方が、非常に質のレベルというのが確保できると考えられるんです。だから、これは私の見解ですけれども、できれば一般競争入札という枠組みではなくて、やはりこの部分も市場化テストの枠組みの中で出されたいかがなのかなと思うんです。

○金谷局長 それは、ほかの施設管理業務とは切り離してということでしょうか。

○小林副主査 そこまでは申し上げていないんですけれども、議論の仕方として、これは一般競争で行くんだというのか、そこをまず整理したいわけなんです。

○金谷局長 基本的に私どもが入札公告をするに当たって、仕様書がそういう意味では若干不十分なところもあります。ただ、こういうところを読み込んでいって一緒になってやらないと、そういう意味ではもう既に性能発注されているようなものではありません。

ではありますが、そこが逆に性能発注というところでハードルを高くすると、書き過ぎると価格に跳ね返ると申し上げたかと思うんですけれども、その辺を悩みながら仕様書はつくっておりますが、そういう意味で申し上げますと、かなり明確化して高くするとかなりお金に跳ね返るのではないかなという危惧を一方では持っております。

そういう意味で、実際にはこういった関係の業者さんというのは何十社も何百社もある業界ではありませんので、業界の中自体では、幾つかの会社さんがいろいろな博物館なり美術館なりを契約していると思います。小さなところとか民間であれば、特命をして契約をしているところもあるでしょうし、公立であれば、ある程度競争してやっているのが普通だと思います。

更に、そういった意味で熟練をしているところでなければ、なかなか対応ができないんだろうと思いますし、基本的に美術品ですとか文化財に対する知識がないとできない話なので、極論すると一般の競争にも本来はなじまないような性格なんだろうなどは思っています。

ただ、社会情勢から言って一般競争はせざるを得ないだろう。逆に言うと、一般競争するためにはもう少し仕様を書き込まないといけないだろうということは思っています。ただ、これは3年前に契約したもので、その部分についてはかなり、そもそもわかっている人が対応したんだろうなど、私は後から来たものですからそう思って、少しここは書き換えようとは思っています。

○小林副主査 先ほど、質を求めるとコストが高くなるということは、そうかもしれないですけども、市場化テストの場合は質のレベルを機構が求める、コストが安くなればいいというわけではなくて、一定のレベルの質を確保しながら、コスト効率化を進めるということを求めるわけですね。

その意味では、やはり民間の創意工夫というのを入れる。今おっしゃったとおり、こういう業務の場合には非常に業者自体に限られているということがあるかもしれませんが、何らかの形で例えばコンソーシアムを組むとか、すべてのスタッフが美術について非常に造詣が深くいらっしゃるという必要もある意味ないと思いますので、その意味ではいろんな創意工夫の余地があるんだろうと思います。

そうすると、質のレベル、やり方自体を機構がリジットに手続を決めていくというよりは、市場化テストに出した場合、機構が望ましい、達成すべきレベルというのを設定していただいて、そのやり方を提案していただくという形になるんだろうと思うんです。

今までフクシ・エンタープライズにやっていただいたときに、そういう質のレベルと申しますか、どのぐらいお客様の苦情が少なかったとか、すごく満足だったとかというような質のレベルの測定というのはあったのでしょうか。

○金谷局長 それは当然お客様からのクレーム、それから、日報等の中でのいろんな事故処理、トラブル対応というものは評価の対象にしています。

ただ、厳然として評価をして価格を減額するとか、そういう規定は設けておりませので、そういうことを表面的にはしておりませんが、勿論私どもの博物館の業務自体がお客様からクレームがあると物すごく信用失墜もいたしますし、そのこと自体が極端なことを言えばブログが火を噴くみたいなことも過去にはなかったわけでもないのですが、そういうことにならないように当然、そういうことが起こったら責任はとっていただくことも含めてやっております。

○小林副主査 今のはちょっとネガティブな方なので、それはディスインセンティブに働く方だと思うんです。ただ、国立博物館などは非常に重大なミッションがあると思いますので、そのミッション達成にどのぐらい貢献しているかということで、それはインセンティブに働く部分について向上しているというような、そういうことはございましたか。

○金谷局長 勿論、先ほど申し上げましたように、学芸もある意味頼りにしている部分がございますが、当然、お客様対応の現場も学芸員は承知をしてやっているわけですが、日々のお客様対応というのはこういうところがやっておりますので、実際のちょっとした、先ほど申し上げましたように、意図しないような動きをされる。だから混雑する。そういったことは、逆にこういう人たちの

方が一般の学芸員よりも熟知しておりますので、そういったアドバイスを受けなければならないんですね。

だから、ある意味本当に専門職化している部分が多分あるんだろうと思うのですが、そういう部分は逆に評価に値する部分はすごく高いと思います。ただ、それを一定評価して賞与を与えるとすることはしておりません。

○逢見副主査 仕様書に書き足りないところがあるので、これをもっと書いて一般競争入札するという説明ですが、小林副主査が言われたように、質として何を要求するのか。要求水準を明らかにして、民間業者がそれにどういう回答を出してくるのかというのを比較して、それとコストとを合わせて選定をする。

仕様書を更に細かくしてコストが上がるかもしれないと心配しながら出すよりは、市場化テストの方がずっと優れているのではないかなと思うんです。

先ほどの仕様書を更に細かくしてコストが上がるという説明だと、何のための一般競争入札なんだという感じがします。

○金谷局長 今、小林副主査は市場化テストでも要求水準のことをおっしゃられましたけれども、多分要求水準を高くして御提案いただくと、なぜこういうばくっとした仕様書で出していたかということと密接に関わってくるのかもしれませんが、基本的には要求水準としては非常に高いところで業務全般に提案をいただいた上で、トラブルを絶対に起こさないような体制を組みなさいということによってやられると、逆に価格が上がってしまうだろうなというのが最も危惧されるところでございます。

私どもは基本的には効率化を図りたいというのが、運営交付金も減っていますので日々考えているところでございまして、それにどういった寄与ができるかということについては、当然非常に前向きに検討はしたいと思いますが、難しい部分があるのであれば、なかなかそれは申せられないのかなと。

勿論その直営部分との関係もございしますが、当初も申し上げましたように、単なる施設管理・運営業務ではなくて、博物館の展示企画そのものではないかもしれませんが、密接な関係を持った業務だということで、そういう整理をしているところでございます。

○小林副主査 どうも認識の違いがあるのかもしれないんですけども、市場化テストに出す場合には、つまり質が高ければ高いほどいいことも勿論あると思うんです。あると思うんですけども、一旦達成すべき水準というのがあると思うんです。その達成すべき水準を効率的に満たした上で、そしてそれよりももっと上の質を達成した場合にはインセンティブを与えましょうという考え方ですね。それも予算の範囲の中だと思いますので、それはだから設定できるわけです。

今までやっていたやり方というのがいいかどうかを、ここでビジネスで言えばリエンジニアリングという、業務の徹底的な見直しをしましょうということが、市場化テストの考え方の中ではできるわけなんですね。だから、今までやっていたものをほかの提案、ほかのやり方、ほかのアクティビティでやるとこういう結果が出て、それが質の向上に役立っている、あるいは効率性に役立っているということが明確に透明性高く明らかになるということが、市場化テストの非常に大きなポイ

ントだと思うんです。

ですから、お伺いしているところの監視等業務を市場化テストの枠組みでやらないという理由が、余り説得的に聞こえない。こちらで言うと、そこそやはり民間の創意工夫を発揮していただいて、今までのやり方をもっと効率的にやって、またそれなりの結果を出していただくということではないかと思えるんです。ですから、この業務を一般競争入札に出していくという方向性が、国民にとってハッピーかどうかという、そうではないと思われま。

○金谷局長　そういう意味で、少しそういった密接に関連する部分についての書きぶりをもう少しちゃんとしないと、やはりそれに対する注文はつけられないのかなということで、その部分は見直さなければいけないとは思ってはおります。

基本的には先ほど申し上げましたように、そこはかなり見解の相違がまだ私どもが説明不足で埋められていないのかもしれませんが、基本的にはやはり博物館の展示企画部門というのは、そもそもそういった形でやっているものではなくて、勿論直営でやっている部分は当然あるわけでございますけれども、そこ一緒になってやっていくという部分においては、逆に言うと御提案いただける範囲が本当にあるんでしょうかと思うところでございます。

○逢見副主査　逆に私は聞きたいんですけども、この契約書は、件名が「東京国立博物館常設展示場監視等業務一式」ですよ。これがどうして企画業務と展示企画と密接に関わるのかということが、契約書の1条から11条を見ても、展示企画なんてことと結び付くような条文は全然ないんです。

そうではなくて、実際には展示企画と密接に結び付いた業務を請け負っているとすると、契約と中身が違っているということで、東京国立博物館がそんな契約をしているのかということになってしまうわけです。

だから、展示企画と密接だということが全く説明なされていないし、契約書を見る限り、とてもそんな内容は推定できないということだと思います。

○吉田課長　ちょっと話がずれてしまうかもしれませんが、そもそもこの監視等業務が民間競争入札の対象ではないと最初に考えたのは、東京国立近代美術館の例とちょっと比較してしまって、東京国立近代美術館の方は管理運営業務と書かれていて、東京国立博物館の場合施設管理と書いてあるので、主として施設の警備とか管理に関することが対象なんだろうなということです。

先ほどるる申し上げていた監視等業務というのは、単なるビル管理のような警備とか監視ではなくて、博物館の運営というのは展覧会が非常に大きいので、やはり一番お客様に触れるのはこの監視等業務なので、ここでお客様サービス業務だと書いたのはそういう趣旨です。

いわゆる施設の管理とはちょっと違って、展覧会運営に付随するサービス業務だということだったので、近美さんと比べて言葉尻を重くとらえてしまったのかもしれませんが、ちょっと施設管理業務ではないなと理解をしていてこれまで進んできた経緯があって、私どもは展覧会でお客様に直接触れるのは、学芸員でも事務職員でもなくて、この監視等業務。監視だけではなくてお客様の苦情を聞いたりケアをしたりするということなので、これをちゃんとやる博物館運営というのが重要なので、ちょっと施設管理とは違うなというトーンでずっと来ていたものですから、そういう論点を

言われたのでびっくりしたなという面もあったわけです。

企画業務かというと確かにそうなんですけれども、施設管理というよりはもっとソフトというか、博物館の展覧会をうまく運営するためのソフト面だなという考えでずっと来ていたもので、なのでさっき言った清掃とか、いわゆる建物のケアの言う施設管理業務とちょっと業種が違うなという理解で来ています。

ちょっと違和感がありますねということで、これをくっつけて本当に効率が出るのかなというのが、それは次の議題につながってくる話なんですけれども、ちょっと違和感があるなということなんでございます。

○小林副主査 でも、当初逢見副主査がおっしゃったとおり、顧客サービスといいますか利用者サービスという専門知識を持った方も必要だと思いますけれども、そういうことについては、いろいろな意味で民間競争入札の中に出していただいて、民間の創意工夫を広くとらえていただく機会を与えた方が、非常にサービスの質の向上に結び付くのではないかと思います。

もし企画と非常に結び付いているということでしたら、例えばどのぐらい企画のところとミーティングをやらなければいけないとか、いろんな提案をしなければいけないとか、そういうことが実績として記録されていることがありましたら、お出しいただきたいと思います。

○金谷局長 例えば日報とかに記述があるかどうかというのは、確認はしておりません。事実上行っている行為というのは随分たくさんありますので、たまたま学芸員企画の担当課長からそういうことを聞いたものですから、それを申し上げたところでございます。

実際にそういった記録がそこに存在するかどうかというのは、確認してみないとわかりません。

○吉田課長 やはり展覧会の運営は共催者という、新聞社とかマスコミと博物館とかで会議をするんですけれども、必ずそのときには監視員たちも警備関係とか、どれだけの人員が必要で、今回の展覧会でどこにどういう人を配置するかとか、どういう問題点があるかということの話し合いにしますので、必ずそういうことに参画するようにはなっていますが、監視員との間の何とか会議というのがあるわけではなくて、日々博物館がやっている、そういった会議の中に参加してもらうというのが実態です。

○小林副主査 そうであるとすれば、やはりそれはオペレーションに関わっているわけで、プランニングに関わっているというわけではないように思うんです。

つまり、こういった目的の特別企画展示があったとして、それがどのぐらいの方に来ていただいて、どういう展示形態をとって、そこにどういう配置をしていただいて、そしてお客様のケアと説明をするということを効率的に、効果的にやっていくということを、オペレーションとして考えていくと考えられるんですけれども、そうだとすれば、やはりこれはいろんな意味でそういうことに対して市場化テストの枠組みで創意工夫を出していただいて、効率的にやっていただく方がいいのではないかと思います。

○金谷局長 例えばオペレーションに関わることだからということは、確かにそういう部分はあると思います。ただ、基本的に言えばやはり展示企画ではないとおっしゃられたのは、ちょっと違うような気がしまして、そこについては、それによって展示内容が変わるということがありますので、

やはりかなり重要なミッションを持って動いていただいているというのが事実です。

○小林副主査 それは契約書の中には反映されていないという理解でいいですか。

○金谷局長 契約書というか、仕様に基づいてやっていますので、仕様書の中で例えば先ほど申し上げましたように、なぜ十分な認識を持ってと言うかというところ、そういうところに参画していただくというのがありまして、総括責任者は3人ぐらいいるんですけども、そういった方々に入っていただくということです。

○佐藤専門委員 現場の感覚をちょっと理解したいと思っているんですけども、どうもお話を伺っていると、抽象的な言葉で申し上げると、市場化テストで性能発注に対して総合評価方式で入札を実施するというのと対極にあって、業務の仕様をもっと細かく決めて価格だけで決めたい。

先ほどおっしゃられた一般競争入札というのは、これは総合評価方式ではなく価格だけで決定するという意味でおっしゃっていると理解したんですけども、この国立博物館の監視業務に関して仕様をそこまで発注側で細かく決めて価格だけで勝負させたいと思われる、この業務の特徴とは何なんですか。

例えば、この監視業務の中の警備業務と言うんだったら、民間の警備会社は幾らもありますね。そういう部分で人をやたらたくさん張り付けるよりは、どの程度今の博物館の警備体制が機械化されているのか正確には存じ上げないですけども、彼らの警備業者のプロの目で見れば、もっと費用を効率的に、要するに安い費用でより高いパフォーマンスのサービスを提供してくる可能性はあると思うんです。

ただ、この業務で発注されているのは警備業務だけではなくて、今、伺っていると展示の内容についても例えば動線だとか人の動きだとかそういったことも含めて、展示内容に現実受託している業者は意見を言っているということなので、国立博物館として仕様をもっと細かく決めて価格だけで勝負させたいと思う、この業務の特徴というのは何なんですか。

○金谷局長 1点、監視業務については冒頭に申し上げましたように、実際に持っている文化財の関係もございまして、ずっと直営でほとんどがやられています。要するに、開館時間の間の門衛だけ外注しているだけでございまして、あとは全部自前の警備でございます。

それに併せて機械警備については、当然それは機械警備会社との契約でございますので、十分な人数に対して対応できる、十分な機械警備をある程度提案をいただいた上で入札をしているということで、特に外回りとカメラ監視もございしますが、そういったものについては機械警備になっております。

○小林副主査 ちょっと整理しますと、つまりこれを市場化に出さないことの根拠というのは、非常に展示企画と密接に結び付いているという御説明だったんですね。ところが今、佐藤専門委員からの御質問によれば、これは一般競争入札にして、それで価格競争をさせると言っているわけです。

そうすると、価格競争にしまえば安い方がいいわけですから、その中でもっと高度な質のものは期待できないと考えられますけれども、おっしゃっていることが市場化にできないと言った部分と、今の一般競争にするとおっしゃったところではそごしていると思うんですが、それはいかがなんですか。

○金谷局長 これは実際に現在契約している相手方は、そういったクレーム対応も含めた評価としては非常に高いレベルにあります。

基本的には私どもは、先ほどちょっと申し上げましたが、仕様が本当にこれでいいのかどうかという部分については、その懸念が若干あるので考えてはいるんですけども、それ以外であればこの水準をいわゆる最低水準として示して、うまく競争に乗るのかなというのが若干懸念をしているところでございます。

○小林副主査 今、大変高いレベルにあるというのは、何を基準にしておっしゃっているんでしょうか。

○金谷局長 お客様からのクレームですとか、いろいろなそういったものです。

○小林副主査 ではなくて、そういったときには必ずどこかと比較をしなければいけないんです。つまり、例えば国立美術館でもいいですけども、そこと比較した場合に非常に高いというベンチマークがないといけません。非常にいいという評価は、何かと比べていいわけですから。

○金谷局長 お客様の評判で特にデータを出せと言われてもございませんが、例えば先日も観光庁から「ひとり歩き点検隊」という、どういったサービスをしているかというチェックをする外国人、日本語ペラペラで日本在住の外国人も含めた、そういった点検隊が来て、非常に高いという評判もそうですし、レポートに書いてくださるということを承っている、そういうところで申し上げたところでございます。

○小林副主査 今日はもっと議論しますか。

○事務局 論点2と3については進んでいるという状況でしょうか。

○関参事官 今、論点1をずっと御議論いただいていたと思うんですけども、委員の方々から繰り返いろいろな形で質問なり指摘をしていただいているのは、つまり御説明していただいている内容を聞くと、こちらは市場化テストになじむのではないかという理解なんです。

誤解しておられるのかもしれませんが、市場化テストは決して質を犠牲にして、安かろう悪かろうの方に流そうということではなくて、まさにサービスの質とか大事な文化財を預かっているお立場からしていろいろお話を伺うと、やはり市場化テストで綿密にサービスの質を設定して、透明な手続の上で評価をすることになじむという理解が私どもの方で共有されているので、そこできななかかみ合わないんです。

伺っている説明は、どれ1つとして市場化テストになじまないという説明にならないんです。そこがかみ合わないところなんです。

○金谷局長 そこに若干の誤解があるかもしれませんが、少なくとも先ほど吉田が申し上げましたように、施設管理・運営業務と一体化して、うまく御提案をいただけるような内容のものではなくて、もっと内なるところと密接なつながりがあるので、別物だと考えているというのが私どもの説明したいところではあるんです。

○逢見副主査 そこは論点2で、今の清掃とか施設管理と一体とするか、監視業務は別にするかというのは論点としてあるんですが、今の説明は一体だとなじまないと言っているだけであって、市場化テストになじまないということとは違うと思うんです。

○金谷局長　そういう意味で先ほど吉田が申しあげましたように、そもそも言葉尻をとらえるわけではありませんが、最初から施設管理・運営業務ということで、展示企画は除くというところから違うのではないかと申しあげたわけでありまして、そこが実際の施設管理・運営業務以外のところで、もう一回考え直せと言ったところまで含めて全否定しているわけでは必ずしもありません。

○逢見副主査　そうでしたら、そこはもう一度考え直してもらいたいです。

○金谷局長　基本的には、私どもは最初に申しあげましたように、あくまでも施設管理・運営業務で展示企画は除くという御指示を承っていたので、それは違えますと申しあげたんです。

○小林副主査　施設管理・運営業務には、さっきおっしゃった展示企画で非常に価値を生むというところに密接につながるところもあるけれども、ここの部分は先ほど仕様書のところ等を見ても、大方の人員というのは勿論説明することもあるかもしれませんが、オペレーションの方に非常に近いです。

だから、効率的、効果的に展示が行われている、お客様が非常に快適に見られるということを確認していくといったところでは、やはり施設の国立博物館の運営、オペレーションに密接に関わっていると広義にお考えいただいて、もう一度お考えいただくというわけにはいきませんか。

○金谷局長　これも先ほど来少し繰り返しになりますが、私どもはそれを一体的にやって、効率化というのはなかなか図れないだろうということで、違うものだとそもそも思っていると申しあげましたので、そういう意味で最初から検討の外にあったということなわけでございます。

ですから、そこだけ取り出してもう一回考え直せということについては、もう一回検討の余地はないわけではないと思っています。

○小林副主査　では、その方向でお願いします。

○東京国立博物館随行者　でも間に合わないです。

○金谷局長　ですから、これからそういった意味で要求水準その他いろいろ含めると、この市場化テストのスケジューリングから考えましても、すぐに仕様を決めてやらなければいけないんですが、仮にそこを検討したとしても10月には多分間に合わないだろうとは思いますが。

検討する余地がないわけではないのですが、間に合わないというのはあります。

○小林副主査　検討する余地があるということで、理解してよろしいわけですね。ただ、スケジュールの問題があるということですね。

そうしましたら、包括して出すかどうかということは別にして、これを市場化の中に含めるという可能性を残したまま、そうすると現行の監視等業務の現契約終了に伴う新規契約の契約期間というのを、どのように設定していくのか。その幅を持ちながらしていくのかを、もう時間が超過しているんですけども、その点について御意見をいただければと思います。

○逢見副主査　検討の余地があるということであれば、あとは現契約を4月からどうするかということだと思うんですが、10月からやるという前提で検討することも無理なんですか。

○金谷局長　私どものスケジューリングを考えたときに、今ある施設管理業務で御提出をさせていただいているこの実施要項については、全く御説明をさせていただかなかったんですが、これについては4月中ぐらいにも、もうここまでできておりますので、御議論、御指摘をいただいた上で4

月くらいからいろいろな契約手続も含めて開始をしないと、実際の引き継ぎ業務も含めれば結構タイトなスケジュールになるのではないかと考えております。

先ほど申し上げましたように、実際に一緒ではないことを前提にした上で検討を始めるとしても、これだけの資料を、いろんなコンサルも使いながら私どももこれまでまとめてきたスケジュール感から考えると、10月というのはまず絶対無理ではないかなと思います。

○逢見副主査 絶対と言われるとちょっと。

○金谷局長 例えばこれ自体は検討を始めて何か月かかったんでしょうかね。

○小野寺室長 10月くらいからなので、約半年近くです。

○金谷局長 10月くらいですか。契約はいつしたんですか。

○小野寺室長 10月初めです。

○金谷局長 もうこれ自体が4か月かけてつくっておりますので、しかも当然こういうことを公表して公告をして契約手続が要りますから、物理的にお考えいただいても不可能ではないかと思いません。ですから、仮に切り離れた検討をすれば、実施時期を変えざるを得ないということになります。

そもそも決定の中で実施時期を定めて入れておりますので、この中でも実際の実施期間についてはこちらの実施要項の7ページ目にございますが、平成21年10月1日から平成24年3月末日までとなっておりますので、これと合わせることは不可能だと思います。

それと併せて、市場化テスト自体は中期目標、中期計画期間に関わらずできると思うんですが、先ほども申し上げましたように、基本的に展覧会そのものの業務と非常に密接に関わっているものなので、中期目標、中期計画との関連性も非常に高くなると思いますので、中期目標、中期計画と併せたような形での実施を、この監視等業務についてはやらなければならないと私は思います。

今ちょっと思いついた範囲ではありますけれども、そもそも市場化テストそのものは中期目標、中期計画と関わらずに実施できるものだと思いますが、この業務を仮に検討するとしても、中期目標、中期計画に相当合わせてやらなければ、うまく実施はできないのではないかと。第一感ではございますが、思います。

○佐藤専門委員 スケジュール的に絶対に不可能という点なんですけれども、1つだけ思いつく方法があって、有能なコンサルを雇って要求水準を書かせる。要するにPFIのアドバイザリー業務でも極めて有能なアドバイザーが何社かありますけれども、アドバイザーの選定も入札をやらなないといけないんですが、そのアドバイザーに死んでも10月に間に合わせると、どのように高く設定されるかによると思いますけれども、そういう方法が1つないわけではないです。

ただ、私が今回これで明らかに運営の部分に物すごい比重があるお仕事の内容だとお聞きしていて、物すごくよく理解するんですけれども、総合評価方式が運営の重たい業務で総合評価方式をやったときに、仕様発注したくなるお気持ちは最近は極めてよくわかります。

済みません、こんなことをここで述べることに、どれほどの意味があるのかあれなんですけれども、要するに性能発注したのために、提案内容でこれはお前やると言ったのではないかとか、あるいはやるやらないの押し問答は運営の比重が重たい案件で、病院だとかごみ処理場だとか浄水場だと

か、いろんなところで物すごく起こっています。

総合評価方式というのは、まず発注のときに要求水準をきちんと発注側が何を求めているのかを示し切ることが物すごく難しいし、それから、今度はモニタリングをしてその要求水準を満たしているかどうかを評価するのも難しいし、コストもかかる。

ましてやその結果、その委託費の減額まで結び付かないのであれば、そこまで徹底しないのであれば入口のところで、そこは総合評価方式だけを入れることにこだわることに、それほど全体の見たときのコストの節約という観点からすると何ほどの意味があるかというのは、そろそろマーケットでは失敗事例がたくさん出てきていて、仕様発注がそんなにいけないことかという部分があります。

ただ、この業務の特質をもう一遍よくよく考えてみて、市場化テストに出すことによって従来の業者さんとは違う、全然新しい発想の新しいサービスの、新しい価格の提案が出てくる可能性はあると思います。

この市場化テストに乗せる部分をどうやって切り取るかというのは極めて難しい問題だと思うし、スケジュールの制約もあるんですけども、10月のスケジュールの達成が絶対に不可能かというPFIの有能なアドバイザリーを雇って、土日休日返上で働いてもらうという方法がなくなっています。

○金谷局長 現実的に言えば、そういったアドバイザリー契約についても、本当に有能なというのをどう担保させられることができるかも含めれば、非常に難しい発注の仕方にならざるを得ないのかなと思います。

もし仮にそうでなければ、やはり直しとか、本当に検討をしなければならない部分について未成熟なまま行くとすれば、今おっしゃられたように要求水準の設定自体が非常に難しいという部分も一方ではあるんだろうと思います。

それと評価の関係も含めて、拙速にして失敗事例は許されない私どもの業務でございますので、そのところは相当慎重にさせていただかないといけないんだろうと思っています。

○小林副主査 多分、市場化に包括して出すか別々にして出すかというのは別にして、今までの業務の実施に関する情報というのを実施要綱の中に盛り込まなければいけないし、これまでの業務の実施の方法と、その結果というのも明らかに示さなければいけないと思います。

それがベースになって実施要綱自体ができると思いますから、それはそれほど先ほど絶対に不可能ですとおっしゃいましたけれども、それほど不可能ではないのではないかと私は思います。

つまり、今まで入札実施小委員会でいろんなケースを検討してきたわけですけども、その中でいろんな情報が足りないとか、要求水準の設定自体が不十分だとかいろんなことがございましたが、それは結局、今までどんな業務を自分たちが実施していたのかというデータがベースになって作り込まれていくわけで、その部分がきちんとしていれば、それほど難しいことではないのではないかとというのが私の感想なんです。これは経験に基づいた感想です。

そうすると、例えば新規契約の期間について、コストの問題をおっしゃいましたけれども、例えばこれを一般競争入札に出しますということで、半年の契約にすることも十分に考えられるのでは

ないかと思いますが、それはいかがなんでしょうか。

○金谷局長 論点3のお話に入っているかと思いますが、冒頭申し上げましたように、これにつきまして実は半年契約というのは、もともと毛頭考えていないということで進んでまいりましたので、考えていなかったんです。それにしても絶対に無理だというのが不可能ではないとおっしゃるのであれば、だれかにやってもらいたいなと思いますけれども、一方で私どもの予算組みをした範囲で収まらなくなってしまうので、事実上も不可能ではないかなと思っております。

半年契約と1年契約の見積もりを幾つか参考に出していただいておりますが、半年だとかなり割高になります。当然準備するものが全然違ってまいりますので、高くなるのは当たり前話でありまして、そういうことから考えて選択肢としては取り得ないのではないかなと思っております。

○小林副主査 今この事業について、国立博物館として一番いい形で公共サービスをしていくという形で検討を進めているわけですね。ですから、その可能性を委員会としてはやはり探りたいわけなんです。それはやはり、国立博物館御自身にとっても責務だと思うんです。

それで、それをなるべく幅広に可能性を探っていくことにすると、例えば契約を1年間にしておいて契約の解除条項を入れるとか、そのような形で一般競争入札を進めていただくという可能性もないわけではないのではないかなと思うんですけれども、その点で御検討いただきたいとは思うんです。

○金谷局長 先ほど余にも異質なものを合わせるのはそもそも考えていなかったけれども、そもそもなぜ監視等業務としているかということと、実態上やっただけということも含めて、かなりいろいろなジャンルの業務が輻湊して、単なる監視の部分と券売といった営業的な部分と、いわゆる案内とかクレーム対応、インフォメーションといったような幾つかの業務を包括的にやっているという意味では、これは非常に館の運営そのものに幅広に関わっている内容だと思いますので、今おっしゃられたようにお時間をいただいて検討せよということであれば、それについては検討の余地はあろうかと思えます。

○関参事官 先ほど部長の方から中期目標に言及されましたけれども、もう少し具体的に何年から何年とか、そういうことが年頭におありなんでしょうか。

○金谷局長 私どもの第1期目の中期目標期間は22年までなので、22年で切れて23年から始まるということではないと、なかなか難しいかなとは思っています。

ですから、例えば今21年10月1日からという現在の施設管理・運営業務の民間競争入札でございますが、これと切り離して検討させていただいたとしても単年でやるか、それとも23年まで待って23年で5年なり何年かの契約にするかというのが、もしやるとすればいいと思います。

○関参事官 それはどういう理由で、中期目標と期間を合わせる必要があるとおっしゃるんでしょうか。

○金谷局長 先ほど申し上げましたように、非常に博物館の運営業務に密接に関係があるものだから、それが博物館展示企画も含めた、博物館そのものの業務内容に密接に関係してくることから、やはり性能で出すにしても何にしても、そこは中期目標、中期計画期間に合わせる必要があると思っております。

○関参事官 ただ、今まで指名競争入札をやっておられた契約は別に中期目標と期間が合っているわけではございませんね。だから、市場化テストについて御検討いただくときに、勿論中期目標の中でどういう展示をすとか、非常に大まかなことをお決めになるかもしれませんが、そこは機構のミッションはがらっと変わるわけではないと想像されますし、どうしてその期間と連動しなくてはいけないかというところは、にわかには私どもの合点がいかないのではないかなと思うんです。

○金谷局長 今、期間が合っていないとおっしゃられましたが、これはいわゆる1年契約の更新条項で、先ほど御質問があったときに申し上げたと思いますけれども、大きな変更があったときには解除するために、この解除条項を設けているわけです。

そうすると、中期目標、中期計画でがらっと変わるようなことがあれば、それは多分契約解除をして契約をし直そうということが当然考え得るものだと思います。ですから、そこはやはりまたがない方がいいのではないかなと思っております。

○関参事官 これはまた後で委員の方々からいろいろ御意見を、私も事務方としても伺わなくてはいけないところだと思っておりますけれども、とりあえず現時点での私の理解では、中期目標が期間をまたいでも、この国立博物館の役割が突然大きく変わるというわけではないでしょうし、そこはまた今この場でそうですかということにも多分ならないのではないかなと思われま。

○金谷局長 そもそも御提出させていただいた施設管理・運営業務の民間競争入札に関しては当然超えています。それは当然、単に施設管理ですから、仮に博物館のミッションなり企画全体の問題等々も含めてなんです、そういったところが変わっても施設管理であれば、単なる設備のメンテナンスですから変わることはないものです。

ところが、やはり展示企画とかになりますと、これは非常に大きな国際的な流れも含めて、今かなり世の中は動いておりますので大きな方針転換、それは経費面も含めて今、館内、機構内で2年前にワーキンググループをつくって検討をしているところまでございまして、そこまでいかないとお金もたない、人がもたないというところがありまして、そういうことをやっておりますので、ここはやはり超えさせるのは非常に危険があるのではないかなと思っております。

○小林副主査 今のことに関しては、これからまた議論する必要があるのかもしれないと思いますが、大きく国立博物館のミッション、存在意義というのが、それほどドラスティックに全く変わってしまうということはなかなか考えにくいとは思うんです。

勿論ある程度、役割が保存にシフトすとか、広く一般公開するということの役割の見直しであるとか、そういうことも勿論ないわけではないと思うんですけれども、国民に対して提供するサービスの方法については、ミッションとリンクしたところでは中期計画と全く同じに合わせていく必要が、目的適合的であるかどうかにについては、もう少し議論する必要があるのではないかなと思います。

○金谷局長 勿論議論をしていただいて、私どもも御理解いただけるようにいろいろな材料を用意させていただきたいとは思いますが、そこについては当然議論の余地は全くないわけではなくて、先ほど少し申し上げましたが、私の第一感としてそこはちょっと危険性があるなと思います。

それはどうしてかという、今、小林副主査からお話がありましたように、例えば保存にシフトする、展示にシフトする、いろいろ可能性としてはありまして、そこが経費的な面も含めて私どもの機構内の大きな課題になっております。

ですから、そこについてはかなり変化が出てくる可能性がありますし、実際に国際化的な問題も含めて、かなり変わってくる可能性があります。そういったことをとらまえますと、そこをまたぐのは若干懸念があるなというのが私の第一感ではありました。

○小林副主査 今日もう時間が大分超過して議論をしてまいりましたけれども、よりよい公共サービスの提供といった観点で、もう少し幅広にお考えいただくということで、今日のところは一応御理解いただいたのではないかと考えております。

今日もう時間になりましたのでここまでにしたいと思っておりますけれども、事務局から確認すべきことはありますか。

○徳山企画官 監視等業務につきましても検討する余地があるということですので、少しスケジュールも含めまして具体的に次回御提案を、勿論後延ばしにもできないんですけれども、できる範囲で御提案をいただく。そのためにちょっと事務局側と調整させていただければと思います。そんなところでいかがでしょうか。

○小林副主査 それでは、本実施要綱（案）についてはスケジュールの問題等もございますけれども、まだまだ整理すべき論点が数多くありますので、本日の審議を踏まえて次回の審議に向けて鋭意御検討いただければと思いますし、それを是非お願いしたいと思います。

本日質問できなかった事項、確認したい事項がございましたら、委員におかれましては事務局にお寄せいただきたいと思っております。事務局において整理をしていただいて、各委員にその結果を送付していただくことにいたします。

本日はありがとうございました。

○金谷局長 最終的にもう一度確認させていただきたいんですが、冒頭で少し行き違いがあった監視等業務の市場化テストの対象にするかしないかというのは、私どもは一緒にはできないと申し上げましたので、別途検討させていただくという前提でよろしいですか。

○小林副主査 まだ今日はそこまで議論が進まなかったんです。最初に監視等業務については市場化になじまないというお話がありましたので、それが市場化の俎上に乗るということまでが本日のコンセンサスだと思います。

そこについてはまた次回審議していきたいと思っておりますけれども、先ほど申し上げたのは公共サービス改革法をいろいろくんでいただいて、よりよい公共サービスの提供という観点で、少しいろんな可能性を残したまま方向性を探していきたいということです。ですから、先ほど今の監視等業務の一般競争入札についても、1年間というところで解除条項を入れるなどの工夫をしたらいかがかということも申し上げましたけれども、それもこれから議論をしていきたい。

だから、一般競争入札については今はそちらでお考えをいただいていいことなんですね。

○金谷局長 わかりました。とにかく明日には公告を打ちたいと思っておりますので、そこでは当然契約期間を明示しなければなりませんので、1年間の契約期間ということで公告をさせていただ

きたいと思います。

実際の契約が年度末になって、それまでの間にまた議論が進めば、それに対応した契約方式をとるということを考えたいと思います。

○小林副主査 では、鋭意御検討のほどよろしく願いいたします。

○金谷局長 どうもありがとうございました。

((独) 国立文化財機構関係者・傍聴者退室)